

<原 著>

明治期神奈川県における産婆制度の成立過程

小 川 景 子*

要 旨

神奈川県における産婆制度は、1873（明治6）年に雇い人・周旋業者と共に業務従事の届出をすることに始まる。1876（明治9）年には、医師・鍼灸・揉療などと共に取締規則が出され鑑札が与えられるようになった。その後、数回の改正を経て、1884（明治17）年には、産婆取締規則として独立した。

一方試験は、翌1885年に産婆試験規則が公布された。試験は、甲種・乙種の二種類に分類され、それぞれの試験科目が出された。神奈川県では、これ以降1899年に全国的に統一された産婆規則が制定されるまで、同規則により産婆は管理された。

キーワード：産婆制度、明治期、神奈川県

I. はじめに

わが国において、産婆に関する制度ができたのは明治期に入ってからである。その始まりは、1868年（明治1）年12月、太政官より発布された、産婆（取上婆）の墮胎や売薬の禁止である。その後1874（明治7）年には、医療に関する基本を定めた「医制」において産婆に関する資格が定められた。そこでは、産婆と医師の業務範囲を明確にし、産婆の業務は正常分娩に限られ、薬剤・産科器械の使用が禁止された。この時、医制が発布されたのは、東京・大阪・京都の3府のみで、他府県はこれにならったかたちで規則を公布している¹⁾。その後、1899（明治32）年には内務省から「産婆規則」が発布され、近代の産婆制度の全国的な整備が行われた。したがって、この間は産婆に関する規則は各地方庁に委ねられた地方行政の時代であるといわれている。しかし、その間の解明は一部の県に限られている²⁾。

そこで、本稿では神奈川県を一事例として取り上げ³⁾当該県において産婆制度が成立するまでの過程を整理する。

II. 産婆取締規則

1. 医制発布以前

国レベルでは、明治初年に産婆（取上婆）の墮胎や売薬の禁止令が発布されていたが、神奈川県における

産婆の規則は、1873（明治6）年5月30日布達の第45号が管見の範囲で最初のものである⁴⁾。

第四十五号

産婆及雇人等営業人名調査雛形並び出願方心得の事

從來産婆渡世并雇人口入受宿を以生業致來候もの有之候処今般別紙雛形の通取調候条來六月十日迄小区限取纏無相違可差出候且以後右業体自己に相始候儀は不相成候に付其区長以下連印の上願書許可の上開業可致此段相達候事

明治六年五月三十日 神奈川県権令 大江卓⁵⁾
(以下届出の雛形は省略)

この布達では、産婆の業務に従事している者の数を把握することを目的に、雇人・周旋業者達と共に各区ごとに届け出することを義務づけている⁶⁾。

これを受けて、1873（明治6）年6月24日、三浦郡菊名村の戸長石井惣左衛門が届け出ている⁷⁾。それには、三浦郡菊名村在住の産婆石渡とねが、1872（明治5）年6月より1873（明治6）年6月までに、男児3人、女児3人、合計6人を取り上げたことが記されている。とねが1年間に取り上げた人数は、わずか6人と少ない。したがって産婆を職業としていたというよりは、むしろ近隣の地域の中で扶助的な意味合いから、依頼

所 属：*国際医療福祉大学 保健学部（看護学科）

受 付：2002年4月22日

があれば取り上げを行っていたものと推定される。

2. 医制発布以降

1) 医師産婆入歯鍼灸整骨揉療治取締規則

国レベルでは、医制（1874年）において産婆の資格に関する規則が出されていたわけだが、神奈川県では、これを反映する取締規則が1876（明治9）年7月10日学第176号において布達された。

学第百七十六号

今般從前營業之醫師并產婆鍼灸整骨入歯揉療治之者
別紙取締規則相定印鑑札授与候事此旨布達候事

医師産婆入歯鍼灸整骨揉療治取締規則

第一条

一從前開業ノ医師産婆鍼灸整骨入歯揉療治之者ハ履
歴ヲ質シ鑑札ニ付与ス

但無鑑札ニテ營業不相成候事

第二条

一今後新二開業ヲ請フモノハ揉療治ヲ除キ其他ハ試
業之上鑑札ヲ与フ

但産婆ハ器械ヲ用ヒ薬ヲ与フルヲ許サス

第三条

一他管ヨリ從来開業ノモノ移住スルトキハ新規開業
ノモノト看做シ試業ノ上鑑札ヲ与フ

第四条

一前条鑑札ヲ得シモノ転居スルトキハ其時々医務取
締ニ届クヘシ廃業又ハ他管へ移転スルモノ鑑札返
上スヘシ⁸⁾

この取締規則は、医師、産婆、鍼灸、整骨、入歯、揉療と、医療に関する職種をひとまとめにして定めている。そして、從来営業の者と今後新たに開業する者に分けて、鑑札を付与するための要件を示している⁹⁾。1873年第45号・1876年学第136号では、産婆に営業届を提出することを規定しているだけであるから、神奈川県において産婆に営業鑑札を付与するのは、この取締規則が初めてであろう。

第1条では、從来営業者は履歴を質して鑑札を付与するとしている。医制¹⁰⁾第50条をみると、「(当分) 従来営業ノ産婆ハ其履歴ヲ質シテ仮免状ヲ授ク(略)」とある。従って、この営業鑑札付与の規定は、医制の仮免状授与に相当するものと推定される。

第2条では、今後新たに開業を願う者は試業の上鑑札を付与するとしている。試業の条件は具体的には記されていないが、鑑札付与の要件は、從来開業者と新規開業者では違いがみられる。具体的に、それぞれの鑑札の名称はうたっていないが、資格を二本立てで付

与する方向で進めていることがわかる。

1976（明治9）年8月8日に布達された、学第205号「医務局事務仮章程」第4条には、「新ニ産婆鍼灸整骨入歯等開業願出ル者ヲ送付スルトキハ便宜相当ノ試験ヲ加ヘ其熟否ヲ具状スル事¹¹⁾」とある。また、この布達の前文には「横浜十全医院内ニアル医務所ヲ横浜医務局トシ小田原医務取締局ヲ小田原医務局ト改称シ(略)」とある。従って新規開業試験は、十全医院(現横浜市立大学医学部附属病院)内の横浜医務局と、小田原医務局において行われたものと推定される。この後10月27日に布達された学第266号では、「横浜小田原両医務局ヲ医務所ト改称シ(略)¹²⁾」とあり、医務局から医務所へ改称されたことが確認できる。また、1878（明治11）年12月23日に布達された衛丙第467号では、「横浜小田原医務所相廢止ニ付テハ医師産婆試験并ニ壳葉検査試験ノ儀ハ自今其院ニ於テ取扱候儀可相心得此旨相達候事¹³⁾」とある。したがって、医務所廢止後も引き続き十全医院において、医師・産婆その他の新規開業試験が行われたと考えられる。

第3条では、他府県において從来開業していた者が移住してきた場合、新規開業者として扱い試業をして鑑札を与えるとしている。同じ從来開業者でも、県内在住者と他府県出身者では、その鑑札付与の要件に違いがみられる。また第4条によれば、県内における移転は医務取締に届けることにより営業が続けられたようだ。しかし、他府県へ移転する際は鑑札を返上することとしている。したがって、この時点では、他府県へ転居する場合は鑑札の書き換えができなかつたと推定される。

第2条但し書きでは、産婆が器械を用いたり薬を与えることを禁止している。これは、医制第51条の「産科器械ヲ用フルヲ禁ス」と、第52条の「産婆ハ方薬ヲ与フルヲ許サス」を受けて出されたものと考えられる。

2) 医師産婆整骨其他営業ノ者へ鑑札下付及該料收入ノ事

1877（明治10）年3月2日には、5乙第71号「医師産婆整骨其他営業ノ者へ鑑札下付及該料收入ノ事（本文略）¹⁴⁾」が布達され、鑑札を下付する場合に費用を徴収することが規定された。これによれば、すでに開業している者、今後新たに開業する者、あるいは紛失や転居により新たに鑑札を受ける者から鑑札料を徴収することを規定している。鑑札料は、医師50銭¹⁵⁾、産婆・整骨・口中（一般医学を修得し、口腔疾患、咽喉疾患を中心に治療を行う者）・入歯は20銭で、営業期限はない。なお鑑札料の使途として、各所に医学講習所を設立するための資本金の補助にすることを提示し

ている。

ここで、神奈川県における当該期の医学教育について、その概要を述べる。

1876（明治9）年8月31日に県立十全医院の雇い医師シモンズが任期満了になった。そこで、引き続いて雇い入れ医学校を設立してシモンズに教頭職を兼務させたいという文書が、1877（明治10）年1月12日付で神奈川県令から外務大少丞へ出されている。しかし、実際に医学校は設立されていない¹⁶⁾。同年神奈川県では、医学生と薬学生を東京大学に公費で派遣している。公費の一例をあげると、1879（明治12）年の県会では、医学生および薬学生への費用貸与ならびに諸費として5000円が計上されている¹⁷⁾。その後、同県では1879年頃より各地で医学講習が行われたことが、新聞で確認できる¹⁸⁾。

3) 医師産婆鍼灸治営業規則

1879年12月4日には、衛甲第219号が布達された。ここでは、産婆の資格が内務省免状と従来営業免許鑑札または県営業証に分類され、それに関する規定が述べられている。

衛甲第二百拾九号

明治九年七月本県第百七拾六号布達医師産婆入歯鍼灸整骨揉療治営業取締規則相廢更ニ医師産婆鍼灸治営業規則左ノ通相定候条此旨布達候事

但揉療治営業ノ者ハ自今願出ルニ不及最前下付候鑑札ハ本月二十日限り返納可致候事

明治十二年十二月四日 神奈川県令 野村 靖
医師産婆鍼灸治営業規則

第一条 明治十二年六月本県甲第百拾号布達以前従來開業医師接骨入歯共鍼灸治及新旧開業産婆へ下付セシ営業免許鑑札ハ無期限有効ノモノトス

第二条 前条鑑札其他本県下付ノ営業証及内務省ノ開業免状ヲ所持セシ医師接骨入歯共産婆鍼灸治営業ノ者管内移転及開業免状所持ノ者本管へ転籍寄留ノ節ハ其旨郡区役所他郡区移転ハ其新旧所管ノ郡区役所へ届出ヘシ

第三条 開業免許状所持ノ者廃業スルトキハ該免状相添県庁へ届出本県下付ノ鑑札其他営業証所持ノ者廃業ニ係ルトキハ該鑑札及営業証相添郡区役所へ届出ヘシ

第四条 移転及廃業届ノ郡区役所ニ係ルモノハ該役所ニ於テ一ヶ月取纏其姓名住所等他郡区移転ハ其新旧住所等現在所管郡区役所ヨリ詳細衛生課へ届出ヘシ

第五条 水火盗難遺失等ニヨリ本県下附ノ鑑札並ニ

営業証及内務省下附ノ免状無形ニ属スルトキハ其旨詳記シタル書面正副二通ヲ差出シ更ニ該開業者タルノ証ヲ迄フヘシ

第六条 従来開業ノ医師整骨入歯口鍼灸治及新旧開業ノ産婆内務省ノ開業免状所持ノモノハ此限ニアラス他管へ転籍寄留ノ上該営業ヲ為サントスル者ハ其旨願出添書ヲ迄フヘシ

第七条 他管ノ開業ニ係ル前条ノ者本管へ転籍寄留ノ節ハ元管庁ノ添書ヲ審査シ開業許可ノ処分ニ及フヘシ

第八条 新ニ産婆開業ヲ乞フ者試験ノ上其成蹟ニ拂リ許否ノ処分ニ及フヘシ

但開業許可ノ者ト雖トモ機械ヲ用ヒ方薬ヲ与フルヲ許サス

第九条 新ニ鍼治及灸治営業ヲ為サント欲スルモ医術開業ノ者ニ非サレハ許可セサルヘシ¹⁹⁾

第1条では、これまでに新旧開業産婆へ下付した営業免許鑑札は、無期限有効としている。第2条では、神奈川県が下付した営業免許証と内務省の開業免状を持つ者の県内移転や、開業免許状を持つ者が神奈川県内へ転籍する際の届出について述べている。それによれば、県内移転は二種類の免許所持者とも、郡区役所などに届出を行えば良い。また、内務省の開業免許状所持者が他府県から県内に移転する際も同様の届出を行えば良いようだ。一方、第6条をみると、新旧開業の産婆が他府県へ転籍寄留する際は願い出て添書を請求することとなる。したがって、神奈川県において下付された免許を持つ産婆は、必要な手続きを行えば他府県において開業できると解釈できる。さらに第7条をみると、他府県の新旧開業の産婆が本県へ転籍寄留する際は、元の官庁の添書を審査し開業許可の処分にするとしている。1876年の学第176号では、他府県から移住した従来開業者は新たに試業を受けなければならなかつたが、この改正により必要な手続きを行えば開業できるようになったと解釈できる²⁰⁾。

次に第8条では、新たに産婆開業を願う者は、試験の上その成績により許否の決定をするとしている²¹⁾。神奈川県では、これに先立ち1877（明治10）年1月25日に、東京府へ産婆の取締規則と教育について問い合わせをしている。それに対し、東京府は1月27日に従来営業者について説明し、新規開業者、本免状願者の試験や教授科目について回答している²²⁾。本布達では、試験内容や実施方法に関して具体的に述べられていないため比較できないが、神奈川県は東京府から得た資料を何らかのかたちで参考にしたものと推定される。

さらに、産婆は開業許可の者でも器械を用い方薬を与えることを許さない、と述べている。これは、1876年の学第176号と同様に、医制の規程を受けたものであろう。但しここでは、「産婆は」とせずに、「開業許可の者でも許さず」としている。このことは、開業許可を受けた産婆の中に薬剤や器械を使用している者が未だ存在していることを示していると考えられる²³⁾。

4) 医師産婆鍼灸治営業取締規則

次に、1883（明治16）年4月30日 に甲第17号が布達された。ここでは、資格が内務省免許と県免許の二種類に整理され、免許状の雛形も提示された。

甲第十七号

医師産婆鍼灸治営業取締規則左ノ通改正候条此旨布達候事

但明治十二年十二月甲第二百十九号同十四年三月甲第四十八号布達ハ廃止ス

医師産婆鍼灸治営業取締規則

第一条 本県ニ於テ免許セル医師（内外科内科外科
産科眼科歯科拔歯整骨等ヲ總称ス）産婆鍼灸治

開業者ヘハ別紙雛形ノ免許証ヲ授与スルモノトス

第二条 本県免許ノ者更ニ内務省ノ免許ヲ受ケタル
トキハ本県ヨリ授与シタル免許証ハ返納スヘシ

第三条 免許証ヲ毀失シタルトキハ其由ヲ詳記シテ
届出再ヒ下付ヲ請ヒ族籍姓名ヲ改メタルトキハ之
カ書換ヲ請フヘシ

第四条 廃業若クハ死亡シタルトキハ日数數三十日
以内ニ免許証ヲ返納スヘシ
但死亡ニ罹ルトキハ其家族ニ於テ本状ノ手続ヲ
為スヘシ

第五条 他管下へ転居開業セントスルトキハ左ノ手
続ヲ為スヘシ

第一 本県免許ノ者ハ免許証ヲ返納スヘシ

第二 内務省免許ノ者ハ其由ヲ記シテ届出ヘシ

第六条 管内転居又ハ出張処ヲ設ケタル者ハ其場所
(出張所ナレハ定日) ヲ記シ日數十五日以内ニ届
出ヘシ

第七条 他管下ヨリ本県管内ヘ [転] 居開業セント
スルモノ及ヒ出張所ヲ設ケントスルモノハ左ノ手
続ヲ為スヘシ

第一 他府県免許ノ者ハ其管庁ノ添証ニ開業場
処(出張処設置ナレハ出張場処及ヒ定日)
ヲ記シタル願書及履歴書(履歴書記載方
ハ別紙書式ニ照準スヘシ以下同シ)(出
張処設置ナレハ履歴書ヲ要セス)相添出
願許可ヲ受クヘシ

第二 内務省免許ノ者ハ開業場処(出張処設置
ナレハ出張場処及定日)ヲ記シタル届書
ニ免許証及其写並履歴書(出張処設置ナ
レハ履歴書ヲ要セス)相添届出ヘシ

第八条 出張処ヲ設ケタル者別ニ專断治療ヲ托スル
者ヲ置クトキハ本人ノ住処族籍姓名年齢ヲ記シタ
ル届書ニ開業免許証及其写相添届出ヘシ

但被托者本県免許ノ者ナレハ免許証及其写共添
ルニ及ハス

第九条 出張処ヲ廃止シタルトキハ其由ヲ記シテ日
數十五日以内ニ届出ヘシ

第十条 前数条ニ要スル願書及届書ハ処在町村衛生
委員及郡区役処ヲ経テ差出スヘシ

但第七条第八条ニ要スル免許証ハ郡区役処ニ於
テ検閲ノ上還付スヘシ

第十一條 産婆及鍼灸治営業ハ内務省又ハ本県ノ免許
ヲ受ケタル者ニ非サレハ営業スルヲ許サス

第十二条 此規則第一条第二条第三条第十条ヲ除ク
ノ外各条ニ背ク者ハ五十錢以上一円五十錢以下ノ
科料ニ処ス

(医術開業免許は省略)

開業免許状雛形

第何号

族籍

姓 名

年月日

右産婆営業免許候事

鍼灸治

年月日 神奈川県口²⁴⁾

(以下省略)

第1条では、神奈川県において免許を下付された産婆に免許証を授与するとある。ここに至りはじめて、産婆に免許証が与えられることになった。免許証の雛形をみると、産婆・鍼灸治は共通のものが使用され、医師は独立したものが使用されている。

第2条では、本県免許の者がさらに内務省免許を受けた時は、本県より授与した免許証は返納することある。神奈川県において、県免許の産婆がさらに内務省免許を得ることについて規程されたのは、これが初めてである。規則の中で内務省免許を取得する為の具体的方法は記されていないが、この様な資格取得の道ができたことが確認できる²⁵⁾。また免許の種類は、従来営業免許鑑札又は本県下付営業証としていたものが本県免許と1つにまとまり、内務省免許と共に2つに分類された。

第7条は、他府県より県内へ転居開業または出張所

(今回、出張所に関する規定が加えられた)を設ける場合の規定である。これは、1879年甲第219号で既に規定されている内容である。一方第5条では、本県免許の産婆が他府県に転居する場合免許証を返納すると記されている。この点は、1879年甲第219号において、神奈川県から添書を受ければ県免許の産婆が他府県で開業することは可能であった。したがって、他府県へ転居する際に内務省免許の産婆は必要な手続きを行えば免許証はそのまま所有できて、県免許の産婆は転居先で必要な手続きを行った後、神奈川県の免許証は返納することと解釈できる。

第11条では、産婆は内務省または本県免許を受けた者でなければ、営業することを許さずとしている。さらに第12条では、この規則に違反した者は50銭以上1円50銭以下の科料に処すとしている。産婆に関する取締規則において、罰則規定をつくり罰金についてうたつたのは、これが初めてである。これらのことから、産婆として営業する者に免許所持をより徹底させようとする県の方針が読みとれる。

5) 産婆取締規則

上にみた「医師産婆鍼灸治営業取締規則」は、翌1884年11月13日に布達された甲第81号により、医師・鍼灸治が除外され、「産婆取締規則」として独立改正された²⁶⁾。この「産婆取締規則」は、全9条からなる。その内容は、1883年の甲第17号の一部を修正したに過ぎない。しかし、これまで医師や鍼灸治と共に扱われてきた産婆に関する取締規則が、この布達により独立したことは注目に値する。なお医師に関する取締規則も同日布達の甲第82号により、「医師取締規則」として独立した²⁷⁾。

「産婆取締規則」第9条の内容は、1883年甲第17号の12条と比較し一部変更されているので以下に記す。

第九条 此規則第一条第四条第五条第六条第七条但書ニ違背シタルモノハ違警〔罪〕ヲ以テ处罚スヘシ²⁸⁾

1883年甲第17号では、規則に違反した場合は科料に処すという規程であったが、この改正では違警〔罪〕として处罚すると変更されている。

なお、甲第17号の第8、9条で規定されていた出張所の設立及び廃止は、今回の改正で完全に削除されている。したがって同規程は、産婆には適用されなかつたものと考えられる²⁹⁾。

III. 産婆試験規則

神奈川県では、産婆取締規則が布達された翌1885(明治18)年1月29日、衛甲第6号において「産婆試験規則」が定められた。その内容は、以下の通りである。

- 第一条 産婆タラントスル者ハ此規則ニ據リ甲種或ハ乙種ノ試験ヲ受クヘキモノトス
- 第二条 試験ハ毎年四月十月両度ニ之ヲ施行ス
- 第三条 試験ヲ請フモノハ其種類(甲種或ハ乙種)
ヲ記シタル願書ニ通ニ修学ノ履歴書ヲ副ヘ毎年三
月九月盡日迄ニ差出スヘシ
- 第四条 試験科目ヲ定ムル左ノ如シ
 - 甲種試験科目
 - 第一 婦女生殖器論
附人身構造ノ概略及ヒ児体論
 - 第二 正変妊娠論
 - 第三 正変分娩論
 - 第四 正変産褥論
 - 第五 産婆ノ本務及ヒ其範囲内ニ於テ施行スヘキ
手術救療法并ニ薬品器械論
 - 第六 妊婦産婦褥婦及ヒ嬰児ノ摂生法
附哺乳論
- 乙種試験科目
- 第一 婦女生殖器ノ大略
- 第二 妊娠及ヒ其経過鑑別ノ大意
- 第三 分娩及ヒ産褥ノ処置大意
- 第四 妊娠分娩及ヒ産褥中ニ起ルヘキ障害ノ大意
- 第五 妊婦産婦褥婦及ヒ嬰児摂生法ノ大意
- 第四条 試験開場中二日以上欠席スルモノハ当期ノ
試験ヲ除名スヘシ
- 第五条 試験ハ二名以上ノ委員ヲ置キ試験一切ノ事
ヲ整理セシムヘシ³⁰⁾

産婆が新規開業する場合、試験を行いその成績の結果により合否を決めるということは、1879(明治12)年衛甲第219号で、すでに定められていた。しかし、同規則の中では試験規則や具体的な試験科目は明示されていない。したがって、ここに至り初めて新規開業産婆の試験について、具体的に決められた。

上記規則によれば、試験の種類は甲種・乙種の二種類で、年2回の実施である。甲種試験は内務省免状に、乙種試験は県免許に相当すると推定される。

出願する際は、所定の願書に修学の履歴書を添えて提出しなければならない。しかしこの規則では、修学の条件や提出書類の具体的な書式は示されていない。神奈川県における当該期の産婆数をみると、例えば

1983（明治16）年の産婆数は、出産総数22,014件に対し164人（本免状33人、仮免状131人）と少ない³¹⁾。こうした状況を考慮すると、医制第50条「産婆ハ四十歳以上ニシテ婦人小児ノ解剖生理及ヒ病理ノ大意ニ通シ所就ノ産科医ヨリ出入ス所ノ実驗証書産科医ノ眼前ニテ平産十人難産二人ヲ取扱ヒタルモノヲ所持スル者ヲ検シ免状ヲ與フ」という条件よりも、比較的緩やかな条件のもとで試験を実施したものと推定される³²⁾。

神奈川県は1877（明治10）年1月25日に、東京府から新規開業試験（本免状志願者）の試験内容に関する資料を得ている。その内容は以下のとおりである。

産婆試験課目

- 第一問 腰部解剖上ノ位置及ヒ関係
- 第二問 骨盤畸形ノ區別・骨盤線ノ測法・婦人生殖器造摂位置及ヒ其作用
- 第三問 妊娠ノ徵
- 第四問 分娩時日ノ預算
- 第五問 子宮摂査法
- 第六問 順産及ヒ逆産ノ別
- 第七問 分娩施術法
- 第八問 脇帶除去法
- 第九問 妊婦摂生法
- 第十問 生児摂取法及ヒ其摂生法³³⁾

上記試験内容は、本免状志願者のものであるから、神奈川県の甲種試験科目に相当すると思われる。両者を比較すると、東京府の試験課目は神奈川県より具体的な内容を提示していることがわかる。神奈川県では、東京府から提供された資料をもとに、県の状況に合わせ運用したものと推定される。

実際の試験について残されている史料は、『神奈川県公報』に掲載された産婆試験に関するものである。それによれば、1887（明治20）年10月は、受験者4人で合格者は内務省免許2人、神奈川県免許1人である。さらに1892（明治25）年4月は、受験者が甲種免許1人、乙種免許4人とある³⁴⁾。しかし、合格者の人数は記載がない。なお同年10月の試験は、乙種の受験者が2人で合格者が1人である。いずれにしても、当時産婆志願者が少なかったことがわかる。

IV. おわりに

以上、神奈川県における明治期の産婆制度の成立過程を概観した。

神奈川県における産婆取締は、1873（明治6）年に、雇い人・周旋業者と共に業務従事の届出をすることに始まる。その後、1876（明治9）年には、医師・入歯・

鍼灸・整骨・揉療治などと共に取締規則が出され、鑑札が与えられるようになった。その後、数回の改正を経て、1884（明治17）年には、産婆取締規則として独立した。そこでは、医制をうけて他府県と同様に、県免許と内務省免許の二本立てで管理されていることが確認できた。

一方試験は、1885年に産婆試験規則が布達された。神奈川県では、これ以降産婆規則が公布される1899年まで、上記規則により産婆は管理された。

当該期の産婆数や産婆志願者数は、本論でみたように出産数に比較して少ない状況にある。それではこの時期、どの様な人達が出産の介助をしたのであろうか。『神奈川県統計書』でこの時期の産科医の数を確認すると、総数はわずか十名前後である³⁵⁾。したがって、産科医が産婆の仕事を補っていたことは考えにくい。神奈川県における民俗学的調査によれば、相模川流域においては、戦前期まで一人で出産した者や取上婆の介助により出産した者がいた、と報告されている³⁶⁾。以上のことから考えれば、この時期産婆の代わりに出産を介助していたのは、取上婆が想定される。当該期の産婆数の推移を考察する場合、従来出産に関与してきた取上婆の民俗学的意味や、社会的位置づけも考慮する必要があろう。この点に関しては、今後の課題としたい。

なお、本論文は、フェリス女学院大学に提出した修士論文の一部に加筆したものである。

注、引用文献

- 1) 厚生省医務局編. 医制百年史 記述編. ぎょうせい, 91-92 (1976).
- 2) 例えば東京都に関しては、高橋みや子. 東京府病院産婆教授所の設立とその特質（第4報）－新規開業者の試験と免状下付－. 第20回日本看護学会－看護総合－集録, (1989)、宮城県に関しては、高橋みや子. 明治期の宮城県における産婆の制度の変遷－「医制」以降「産婆規則」制定まで－. 第12回日本看護学会－看護総合－集録, (1981)、新潟県に関しては、蒲原宏. 新潟県助産婦看護婦保健婦史. 新潟県助産婦看護婦保健婦史刊行委員会, (1967)、滋賀県に関しては、宇佐美英機. 明治期の産婆規則－滋賀県の事例－. 同志社大学人文科学研究所編. 社会科学, 45, (1990) がある。
- 3) これまで、神奈川県における産婆の制度に関しては、ほとんど報告されていない。例えば、滝内隆子・鵜沢陽子. 府県別産婆規則等の制定状況について（第1報）. 日本看護研究学会雑誌, 18 (1996) においても、神奈川県に関しては言及さ

れていない。

- 4) 筆者は、神奈川県布達目録（明治1年から10年）を調査した。
- 5) 神奈川県布達, (1873 [明治6]), 横浜開港資料館所蔵。
- 6) 産婆の従事届を雇人・周旋業者達と共にひとまとめにしていることは、当該期における産婆の社会的意味を考察する上で重要な視点の1つであろう。
- 7) 産婆取上届（マイクロフィルム），神奈川県立公文書館所蔵。
- 8) 神奈川県立図書館編. 神奈川県史料 第一巻 制度部, 789-790 (1965).
- 9) 本布達に先立って出された学第136号では、医師・薬舗・針治・灸治・揉療治等と共に、現在産婆の業務に従事している者の調査漏れを、至急調べて名簿と履歴書を届出るよう指示している（神奈川県日誌, (1876 [明治9]), 横浜開港資料館所蔵)。1873年第45号では、産婆は周旋業者と共に従事届を提出するよう指示されていたが、医制の内容を反映してこの様に変化したものと考えられる。
- 10) 厚生省医務局編. 医制百年史 資料編. ぎょうせい, 42 (1976).
- 11) 注9)、神奈川県日誌。
- 12) 同上。
- 13) 神奈川県日誌, (1878 [明治11]), 横浜開港資料館所蔵。
- 14) 注8) 神奈川県立図書館編. 前掲書, 792-793.
- 15) 医師に関しては、従来開業の医師だけを対象にして規定されている。
- 16) 大滝紀雄. 十全医院. 三杉和章・杉田暉道編. 横浜と医学の歴史. 横浜市立大学一般教育委員会, 117 (1997).
- 17) 神奈川県議会事務局編. 神奈川県会史 第一巻, 344 (1953).
- 18) 例えば、横浜毎日新聞, 1879 (明治12) 年1月22日では、横浜医学講習所において第5回講習が行われたこと、同新聞3月2日では、神奈川区医学講習所が開設されたことが確認できる。
- 19) 神奈川県布達, (1879 [明治12]), 横浜開港資料館所蔵。
- 20) 滋賀県において、1882 (明治15) 年に布達された「産婆営業規則」では、県免状もしくは免許鑑札を有する者が県外に転籍する場合、免状・鑑札を返納することを規定している。しかし、他府県の免状の者が転居開業する場合の要件については、ふれられていない。以上のことから宇佐美は、県免状・免許鑑札所持者は県内でしか効力を持たない

いのである、と述べている。なお、1891 (明治24) 年に改正された「産婆取締規則」においても、内容は変更されていない（注2）宇佐美. 前掲論文, 13,26-27)。

新潟県の場合も、滋賀県と同様に県免許は県外では効力を持たなかった。詳しくは、注2)蒲原. 前掲書, 62参照。したがって、各府県における免許の県外における有効性は、管轄する官庁により違いがあったものと考えられる。

- 21) 新規開業産婆の試験に関して、神奈川県では内務省に伺いを立て、1878 (明治11) 年2月に、試験法を設けて免許状を下付すべきものと心得るように、という返答を受けている（東京府編. 東京府史行政編 第6巻. 878-879 (1937).
- 22) 回議録・第3類・産婆・全〈衛生課〉, (1876 [明治10]), 東京都立公文書館所蔵。なお、詳しくは以下の論文を参照。高橋みや子. 東京府病院産婆教授所の設立とその特質（第6報）－産婆教育開始の布達後の産婆教授科目をめぐる動き－. 第22回会日本看護学会－看護総合－集録, (1991).
- 23) これよりも大分後のことになるが、「神奈川県公報」1892 (明治25) 年7月18日には、産婆が、胎児を墮胎した罪により重禁固2ヶ月、産婆取締規則（明治17年）第9条により6ヶ月間営業禁止となつたことが記されている。
- 24) 注8) 神奈川県立図書館編. 前掲書, 548-550.
- 25) 東京府では、仮免許の産婆が内務省免許（本免状）を取得する方法として、1876 (明治9) 年12月に試験科目を決定し、試験はその時々の出願により行うとした（高橋みや子. 東京府病院産婆教授所の設立とその特質（第4報）－新規開業者の試験と免状下付－. 第20回日本看護学会－看護総合－集録. 150 (1989)）。神奈川県は、1877 (明治10) 年1月に、東京府から本免状志願者の試験に関する情報を得ているので、それを何らかのかたちで参考にしたものと推定される。
- 26) 注8) 神奈川県立図書館編. 前掲書, 594-595.
- 27) 同上. 595-596.
- 28) 同上. 595.
- 29) 「医師取締規則」では、出張所の設立及び廃止について、より具体的に規定されている。したがって、1883年甲第17号における出張所の規程は、医師を対象としたものと推定される。
- 30) 神奈川県布達, (1885 [明治18]), 横浜開港資料館所蔵。
- 31) 神奈川県統計書, (1883 [明治16]), 神奈川県立

公文書館所蔵。

- 32) 滋賀県では、1882（明治15）年の布達において、産婆が免許取得のために試験を受ける場合には、産婆の助手となり平産10人以上、難産2人以上を取り扱った履歴書に教師の証書を添えることを条件としている。さらに、1891（明治24）年布達の「産婆試験規則」では、一年以上の修業をして産婆ないし医師のもとでの実地経験があることが条件となつた（注2）宇佐美、前掲論文、12,24)。
- 33) 高橋みや子、東京府病院産婆教授所の設立とその特質（第5報）－長谷川泰の「上申」にみる本免状産婆教育の構想と布達の際の修正－、第21回日本看護学会－看護総合－集録、70（1990）。
- 34) 産婆の免許は、1887（明治20）年には内務省免許と県免許の分類であるが、1892（明治25）年には甲種・乙種免許の分類となつていて、1885（明治18）年に布達された「産婆試験規則」では、甲種・乙種と分類しているため、これに基づいた分類へ変更したのであろう。なお、内務省免許は甲種免許に、県免許は乙種免許に相当するものと思われる。
- 35) 例えば、1882（明治15）年9人、1885年11人、1893年6人など。
- 36) 神奈川県立博物館編、神奈川県民俗調査報告1－相模川流域の民俗－、（1968）。

The Process of the Establishment of the Midwifery System in Kanagawa Prefecture at Meiji Period

OGAWA Keiko

Department of Nursing, International University Health and Welfare

ABSTRACT

The midwifery system in Kanagawa prefecture started in 1873 (Meiji 6), when midwives as well as hired people and intermediaries got registered for their businesses.

In 1876 (Meiji 9), they, like doctors acupuncturists and massagers, were given regulations and got licensed. After several revisions, regulations for midwives became separate in 1884 (Meiji 17). Rules of examination for midwives were made public in 1885, the next year. There were two courses (Kou and Otu), either of which had its own subjects to be tested. Since then until 1899, when newly nationwide unified regulations were made public, midwives in Kanagawa prefecture were in charge of the above mentioned regulations.

Key Words : the midwifery system, Meiji period, Kanagawa prefecture